

輸送の安全にかかわる情報の公表

平成30年6月

日本交通株式会社大阪

I. 運輸安全マネジメントに関する公表

当社は平成18年10月の運輸安全マネジメント導入により、旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全にかかわる情報を公表します。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

輸送の安全の確保が事業経営の根幹である。

Plan-Do-Check-Actの手法で、安全の確保を一歩ずつ確かなものにして行く企業運営を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及びその達成状況

*タクシー部門

期間：前年度度（H27.11.21～H28.11.20）

今年度度（H28.11.21～H29.11.20）

(1) 今年度の目標とその達成状況

・目標

当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ375万km当たり2件以内（所属毎）とすることにした。

・達成状況

年間走行キロ375万km当り3.6件で目標達成に至らなかった。

(2) 来年度の目標

今年度に引き続き、当社表彰規定に合わせるべく、事故審議会規定の有責事故の審議基準に定める『悪質事故』について年間走行キロ375万km当たり2件以内（所属毎）とすることにした。

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(期間：平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

*タクシー部門

件数：0件

II. 処分の内容・講じた措置の公表

当社は、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第2項の規定に基づき、処分の内容・講じた措置を公表します。

*行政処分の公表（乗用）

なし

以上